

邊が奄美におけるゴルフ場建設という問題を環境問題として検討するにあたって、丸山論文においては明瞭に看取される〈誰にとってどのような問題であるのか〉という点を明確にしていないことである。だが、この点についての研究者自身の判断が明確でなければ、私たちはいったいどのようにして問題についての解決策（政策）を導くことができるのだろうか。

私自身も自分の調査で経験したことであるが、身近な生活環境悪化に直面した住民が、対抗論理である社会的正義としての「自然保護」を掲げる例は、環境問題の現場では少しも珍しくはないことである。（牧野，1996）つまり運動の中で語られる「自然保護」は、運動の戦略という次元に属する問題であり、ゴルフ場建設に反対している人々の〈自然〉についての考えをかならずしも直接的に反映するとは限らない。〈誰にとってどのような問題であるのか〉という問いについての研究者自身の判断が問われるのはそのためである。もちろん、地域住民からみて外部の人々を主体とする自然環境保護運動の立場から自然環境保護問題を検討することは、環境社会学においても十分に可能なことであろう。（井上孝夫，1994；脇田健一，1996；関，1997）だが、もし渡邊がこの事例を外部の自然環境保護運動の戦略として位置づけるなら、ゴルフ場建設問題に対する反対派住民の孤立化という周辺住民の対応の問題も含め、環境NGOが運動の中で果たす役割について、公判資料によってではなくフィールドの観察事実に基づいて検討する必要がある。自然の〈本質規定〉からではなく、環境NGOに参加する当事者たちがなぜそのような選択（戦略）を行ったのかという事実を重視する観点にたてば、「自然の権利」訴訟の意義について「社会的」に論じることが可能になったのではないだろうか。

日本の環境社会学において自然環境保護問題が取り上げられるようになったのは、歴史的環境保護問題と同様にごく最近のことである。ここに取り上げた二つの論文は、ともに社会学の立場から農村部における自然環境保護問題についてのフィールドワークを行い、この最近の対象である自然環境保護問題を取り上げている点で関心がもたれるものである。しかし両者は多くの共通点を

持つにも関わらず、自然環境保護問題を取り上げる姿勢において本質的な差異がある。その差異は〈誰にとって何が問題となっているのか〉という研究者自身の〈問い〉の明確さいかにある。丸山論文がその問いに対する答えをフィールドの事実求めたのに対し、渡邊論文においては惜しいことにそのような問いそのものが欠落しているのである。

この渡邊論文にみられる欠落を指摘するのは、渡邊の論文を批判することが本意ではなく、これが環境社会学が自然環境保護をどのようにとりあつかうのかという問題を考えるとき、案外根深い問題をはらんでいるからである。よく知られているように日本の環境社会学は、自然環境保護問題を原点とするアメリカの環境社会学とはことなり産業公害問題を中心とする環境問題の社会学として始まったといわれている。（飯島伸子，1993）それは基本的には自然科学との役割分担に基づき、加害者と被害者という当事者たちの関係の自明性を前提とする客観的なアプローチを発展させてきた。すなわち、大規模開発問題における受益圏と受苦圏というホーリスティックな環境破壊の構造にせよ、被害者が組織する環境運動にせよ、そこにおける環境問題は、当事者たちが自覚しているかどうかは別として究極的には客観的、一義的に当事者が決定されることが前提とされてきたのである。

しかしながら環境問題のコンテキストの変化によって浮上してきた今日の自然環境保護問題や歴史的環境保護問題などの問題群は、公害問題とは異なり、〈誰にとって何が問題となっているのか〉という社会的なアプローチの根幹をなす問いがそのままでは自明ではない問題群である。したがってこの問いに対して研究者自身がフィールドの事実に基づいて答える準備なしには、それらの問題群を解く（政策を考える）ことはできないのではないかと私は考えている。ことに自然環境保護問題のように、社会通念として流布しており、私たちにとってシンボリックな意味をもつ問題については、この問いかけについての研究者の立場が明確であることが環境社会学の視点として問われているのではないだろうか。